



平成 28 年 6 月 29 日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社

代表者名 代表取締役社長 重田 衛

(コード番号 5103 東証第二部)

問合せ先 取締役財務総務担当 庄司 友彦

(TEL. 04-7131-0181)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、本日、関東財務局に提出します平成28年3月期（以下「当事業年度」という）の内部統制報告書に、開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 開示すべき重要な不備の内容

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

- ・適切な経理・決算業務のために必要かつ十分な専門知識を有した社内の人材が不足していたこと。
- ・決算業務に関して社内のチェック体制が不十分であったこと。
- ・これらの決算・財務報告プロセスに係る内部統制の整備及び運用の不備に起因して重要な誤謬が発生し、監査人から指摘を受けたこと。

2. 当事業年度末日までには是正できなかった理由

当事業年度の末日までには是正されなかった理由は、連結決算規模の拡大に対応して外部の専門家を活用することに加えて適切な経理、決算業務のために必要かつ十分な専門知識を有した人材の補充等を進めたものの、当社グループが複数の海外展開を行っていることに伴う難易度の高い連結決算について、その十分な理解に時間を要したためであります。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、内部統制報告書提出日現在、補充した人材の経験の蓄積及び当社グループの連結決算業務の十分な理解の促進を支援するとともに、既に連結決算を行う担当部署を新設して社内チェック体制の強化を推進しており、早急に適切な内部統制を整備し運用する方針であります。

4. 連結財務諸表等に与える影響

上記開示すべき重要な不備に起因する必要な訂正事項は、平成 28 年 3 月期の有価証券報告書に反映させており、当該連結財務諸表及び財務諸表並びにこれに対する財務諸表監査に及ぼす影響はありません。

5. 財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上